カスタマーハラスメントについて

医療法人社団　豊平整形外科(以下 当院) では、カスタマーハラスメント行為に対し、従業員や就業環境を守るべく、組織として毅然とした対応を行ってまいります。

次のような迷惑行為(カスハラ行為)があったとき、診療をお断りした上で、院外へ退去を命じる場合があります。応じていただけない場合は警察に通報の上で、しかるべき法的措置をとらせていただきます。患者様の安全を守り、診療を円滑に行うとともに、最善の医療を提供するためにも、ご理解のほどお願いします。

- ■　暴言、侮辱、差別発言、誹謗中傷など
- ■　暴行、窃盗行為、器物破損、その他粗暴な言動など
- ■　同じ内容の要望やクレームを過度に繰り返し、長時間業務に影響を与える行為など
- ■　業務スペースへの立ち入り
- ■　医院、従業員の信用を棄損させる行為
- ■　過剰な謝罪要求や従業員への処罰の要求
- ■　わいせつな行為や卑猥な言動などのセクシャルハラスメント行為
- ■　当院の許可なしに撮影や録音を行うこと
- ■　SNSやインターネット上での誹謗中傷など

※上記の定義および行為は、厚生労働省発行の「カスタマーハラスメント対策マニュアル」に基づき策定しています。

医療法人社団　豊平整形外科

●掲示開始日/2026年10月1日　　●掲示終了日/変更日の日まで